

1 趣旨

この要綱は、八王子市障害者療育センター条例施行規則及び同事業運営要綱に基づき実施する知的障害者デイサービス（以下「デイサービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

デイサービスの利用対象者は、次のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 八王子市障害者療育センター（以下「センター」という。）の利用承認を受けた者
- (2) 居宅生活支援費にかかるデイサービスの支給決定を受けた者

3 利用の手続等

- (1) デイサービスの利用を希望する者は、八王子市長（以下「事業者」という。）と契約を締結するものとする。
- (2) 契約にあたり、事業者は利用を希望する者に対し、契約書及び重要事項説明書に記載される内容の説明をするものとする。

4 利用の期間

デイサービスの利用の期間は、支援費支給期間とする。

5 その他定めのない事項

この要綱に定めのない事項については、知的障害者福祉法令その他諸法令の定めるところにより、デイサービスの円滑な利用を促すものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。